附則第十二条の二の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「又は第五項」及び「附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する」を削り、同条第五項及び第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「三分の一」を「二分の一」に、「六分の一以上二分の一以下」を「三分の一以上三分の二以下」に、「施設が」を「処理施設が」に改め、同項第二号中「（次号において「中小事業者等」という。）」を削り、同項中第三号を第四号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。）で総務省令で定めるもの　次に掲げる産業廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（石綿が含まれているものその他これに類するものとして総務省令で定めるものに限る。）の処理の用に供する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの　二分の一

ロ　イに掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設　三分の一

附則第十五条第二項第六号を削り、同項第七号中「設置した」の下に「同法第十二条第一項に規定する」を加え、「施設が」を「除害施設が」に改め、同号を同項第六号とし、同条第三項中「又は平成二十九年度」を「から平成三十一年度までの間」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に、「二分の一」を「三分の二」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同条第十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「又は都市計画税」を削り、「、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項」を「又は第三百四十九条の二」に、「平成二十八年度分及び平成二十九年度分」を「平成三十年度分及び平成三十一年度分」に、「八分の七」を「十分の九」に改め、同条第二十三項中「平成二十八年度分及び平成二十九年度分」を「平成三十年度分及び平成三十一年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第五十六条第一項の規定により指定された同項に規定する指定避難施設（第一号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により」に、「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による」を「同法第六十二条第一項に規定する」に、「同法第六十二条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「協定避難施設」の下に「（次項において「協定避難施設」という。）」を加え、「家屋（以下この項」を「家屋（第三号」に改め、「掲げる」の下に「指定避難施設避難用部分又は」を加え、「当該各号に定める年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」を「、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第二号中「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「の属する年の翌年の一月一日（当該締結した日」を「（以下この号及び次項において「締結日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該締結日」に、「から当該管理協定を締結した日」を「から当該締結日」に改め、「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　指定避難施設避難用部分　指定避難施設として指定された日（以下この号及び次項において「指定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定日が一月一日である場合には、同日。以下この号において同じ。）を賦課期日とする年度から当該指定日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条第三十項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による管理協定に係る同法第六十二条第二項第一号に規定する」を「指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるもの（指定日以後に取得されるものに限る。第一号において「指定避難用償却資産」という。）又は」に、「当該管理協定を締結した日」を「締結日」に改め、「限る」の下に「。第二号において「協定避難用償却資産」という。）（以下この項において「特定避難用償却資産」という。）を加え、「償却資産に」を「特定避難用償却資産に」に、「にあつては、当該」を「には、当該」に、「二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）」を「、次の各号に掲げる特定避難用償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定避難用償却資産　三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該指定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）

二　協定避難用償却資産　二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該協定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

附則第十五条第三十一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「のうち」を「のうち、」に、「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「当該設備に」を「当該特定再生可能エネルギー発電設備に」に、「ところによる」を「額とする」に改め、同項第一号中「設備が」を「特定再生可能エネルギー発電設備が」に改め、同号イ中「この項」を「この号」に、「除く。）」を「除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの」に改め、同号ロ中「限る。）」を「限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの」に改め、同号に次のように加える。

ハ　水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ニ　地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ホ　バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの